

大地の窓 法的視点で読み解く中国社会

◆ 大地法律事務所弁護士・熊琳 ◆

第39回 「ネット販売競争に関する分析」

【ニュース概略】京東商城（京東）、蘇寧易購（蘇寧）、国美は、中国でも最も有名な総合オンラインショッピングモールである。京東は8月15日から「3年間は粗利益ゼロ」という販売戦略を打ち出し、蘇寧・国美より10%以上の低価格を保証すると宣言した。同日、蘇寧や国美はこれに対抗し、「ネット販売商品を京東より5%以上安く販売する」と表明。各社の値下げキャンペーンは消費者、メディア、政府当局から高い関心呼び、「8月15日のネット販売価格競争」と呼ばれた。

8月15日当日、京東の売上高は2億元を超え、蘇寧と国美的売上高とサイトクリック回数も通常の数倍に跳ね上がった。その一方で、事前に販売価格を一度引き上げた上での「値下げ」、「粗利益ゼロ」という約束の不履行、多くの低価格商品を「在庫なし」と表示する、本当に値下げが行なわれたのか比較できないという問題などが相次いで報道された。国家発展・改革委員会は、価格詐欺という違法行為の疑いがあるとして異例の厳しい調査を行い、今後違法な詐欺行為を行ったオンラインショップを処罰するとの断固たる決意を示した。商務部は、電子商取引業界に関連する法律法規を整備することを発表している。（人民網）

価格競争は、本来市場活性化の原動力として法律の許す範囲内で行われたとすれば、市場の発展を促し、消費者に恩恵をもたらすはずのものです。法律が定める一定の制限を超えた場合には、最終的に市場と消費者に悪影響を及ぼすことになりかねません。今回の「8月15日のネット販売価格競争」では、主に次の2つの面で行き過ぎた可能性があります。

1. 業者間に「不当競争」行為があった

「不正競争防止法」第11条には、「経営者は、競争相手を排除することを目的として、原価を下回る価格で商品を販売してはならない」と規定されています。また「価格法」第14条第2項では「法により値引きをした生鮮商品、季節性商品および在庫商品などの処理が許された場合を除き、競争相手を排除するか、市場を独占するために、原価を下回る価格によりダンピングし、正常な生産経営秩序を乱し、国の利益または他の経営者の合法的な権利・利益を損なう行為」を禁じています。

「8月15日の価格競争」において、一部のオンラインショップは「3年間粗利益ゼロ」、「制限なく値引きする」などの方針を公然と表明しましたが、これは上記の法律に違反した不当競争行為の疑いがあります。

2. 消費者に対して「価格詐欺」行為があった

「価格法」第14条第4項では「虚偽か、人をして誤解させる価格手段を利用し、消費者または他の経営者を誘引欺してそれらの者と取引をする行為」を禁じています。

さらに「価格詐欺行為を禁じる規定」第6条第3項には「詐欺または誤解を招く表現、言葉、写真、計量単位などの表示により、他者および他者との取引を誘導する状況は、

価格詐欺に属する」と規定されており、同条第4項には「表示された市場最低価格、出荷価格、卸売価格、特別価格、極上品価格などの価格表示に依拠がないか、比較できない場合は価格詐欺に属する」、同条第5項には「値引き販売に表示される値引き商品またはサービスが、その値引き幅と実際に合致しない事由は価格詐欺に属する」と規定されています。

「8月15日の価格競争」において、商品価格をいったん引き上げた上で値引きをし、低価格製品については品切れとして販売せず、オンラインショップが販売する商品が他社と異なる自社オリジナル商品のために消費者が価格を比較できないなどの問題が生じたことは、上記の法律の規定に基づき、オンラインショップに価格詐欺の違法行為があったと認定されるものと考えられます。

【まとめ】

今回の価格競争では、中国で急速に成長するオンラインショッピングの問題が明らかになりましたが、これらはインターネット上に関わらず、中国のビジネス界で普遍的に見られる問題とも言えます。多くの外資系企業は、中国でビジネスを始めると、違法行為に対するリスクの低さ、消費者から注目を集めること、目先の利益、ライバル打倒を目的に違法な競争をしている現地企業もあることに気がきます。一方、日系企業は信頼と法的リスクの回避を重んじるにより、中国市場で信用を勝ち得てきました。しかし、市場競争が日増しに激しくなる中、いかに効果的な方法で中国企業と競争するか、コンプライアンスを貫いていくかが大きな課題となっています。今回の事件には中国政府も注目し、法律を整備する形で違法手段による競争への取締りを強めています。このことは、日系企業にとって朗報であると同時に、市場における法的リスク回避の大切さについて警鐘を鳴らしているのかもしれない。

<筆者紹介>

大地法律事務所海外部

住所（北京）：北京市朝陽区建国路89号華貿中心15号楼505室

電話（北京）：(86 10) 6530-7711

青島事務所

住所：山東省青島市香港中路36号招商大厦1709室

電話：(86 532) 8667-8011

東京連絡事務所

住所：東京都千代田区紀尾井町3-19 紀尾井町コートビル402号室

電話：(03) 6272-9201

HP：<http://www.aaalawfirm.com>

E-mail：xionglin@aaalawfirm.com（全国）